

2021年にNISA口座で投資信託をご購入頂いたお客さまへ

重要

NISA口座における 非課税保有期間終了のご案内

- ●NISAの非課税保有期間は最長5年間とされており、2021年にNISA口座でご購入された投資信託の非課税保有期間は、 2025年12月31日をもって終了となります。
- ●終了後は課税口座(特定口座または一般口座)に移管されます。
- ●2025年12月31日をもって非課税保有期間終了をむかえる投資信託のお取扱いは、①非課税保有期間内(2025年内)に解約する、②課税□座(特定□座等)へ移管する、のいずれかをお選びください。

選択肢	お手続き内容・期限		
① 非課税保有期間内に 解約する	 【内容】課税口座(特定・一般)の移管を希望されない場合は、非課税保有期間内の解約手続きが必要になりますので、お近くの窓口までご相談ください。なお、インターネットバンキングで投資信託の取引をされている場合は、インターネットでのお手続きも可能です。 【期限】受渡日が本年内(12月30日(火)までに解約代金の入金が完了)となる解約のご注文までとなります。ご注文から受渡日までに要する日数はファンドごとに異なります。詳しくはお取引店またはテレホンサービスセンターまでお尋ねください。 ※受渡日が2026年以降(非課税保有期間終了後)となる譲渡益には課税されますのでご注意ください。 		
【内容】課税口座へ移管する場合、特段のお手続は不要です。 ② 課税口座(特定口座等)へ 移管する 特定口座を開設しているお客さまは、特定口座に移管されますが、特定口座への移管をご希望の 予め銀行窓口にて特定口座開設のお手続が必要です。(2025年12月30日(火)まで)			

上表の②に関する詳しい説明は裏面をご覧ください。

2024年からNISA制度が変わりました!

新旧NISA 比較イメージ	日NISA (2023年まで)		新しいNISA (2024年から)	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資枠	40万円 (併用 不可 (最大120万円) 120万円		120万円 併月(最大36	
制度実施期間	2042年まで(注)	2023年まで	期限なし	期限なし
非課税保有期間	最長20年間	最長5年間	期限なし	期限なし
非課税保有限度額	800万円	600万円 (120万円×5年間)	合わせて1,800万円(売却し残高が減少すれば再利用可能)	
	(40万円×20年間)			1,200万円 (内数)
投資対象 長期の積立・分散投資に 適した一定の投資信託		上場株式、ETF、REIT、 株式投資信託	長期の積立・分散投資に 適した一定の投資信託	上場株式、投資信託等 (①整理・監理銘柄②信託期間20 年未満、毎月分配型の投資信託 およびデリバティブ取引を用い た一定の投資信託等を除外

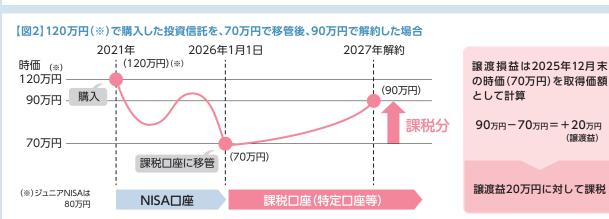
(注)ただし令和5年度税制改正により、2024年以降旧NISAでの新規投資はできなくなりました。

- ●2024年からNISAは、制度の恒久化、非課税保有期間の無期限化、年間投資枠・非課税保有限度額の拡大などの制度改正が行われました。
- ●新しいNISAでの取引については、お取引店までお気軽にお問い合わせください。

課税口座に移管する場合の注意点

- ■課税口座に移管した際の取得価額(取得単価×口数)は、非課税保有期間終了時の年末最終営業日(2025年12月30日(火)) における時価となります。
- ■課税□座(特定□座等)に移管すると、2026年以降の譲渡益・配当等に課税されます。譲渡損失が生じた場合は損益通算が可能となります。
- ■課税口座に移管した後で解約された場合の譲渡益は、課税口座に移管された際の時価を取得価額として課税されます【図1】【図2】。 NISA口座で当初ご購入頂いた価額ではありません。
- ■したがって、課税口座への移管時の価額が当初のNISA口座での購入価額より下落している場合でも、その後価額が上昇した際に解約すると、課税口座への移管時の価額との差が譲渡益となり課税されますのでご注意ください【図2】。





非課税保有期間の終了に関する 🖸 & 🛆

- Q1 非課税保有期間内に解約すると、 税金はどうなるのですか?
- A1 非課税保有期間内に解約し利益が出た場合、譲渡益は非課税です。一方、 損失が出た場合、他の口座(特定口座等)との損益通算はできません。
- 現在、特定口座を開設していない場合でも、 非課税保有期間終了後に特定口座に移管 することはできますか?
- 非課税保有期間終了後に特定口座へ移管することはできません。 現在、特定口座をお持ちでないお客さまが特定口座への移管をご希望の 場合、予め窓口にて特定口座を開設頂く必要があります。 (2025年12月30日(火)まで)
- Q3 旧NISAで保有している投資信託を、 新しいNISAに移管することは できますか?
- A3 できません。

投資信託に関するご留意点

■ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「投資信託説明書(交付目論見書)」等を必ずお読みください。■投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。 また、熊本銀行で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。■投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。■NISAに関するご留 意点は、NISA GUIDE BOOK をご覧ください。

[商号等]株式会社 熊本銀行(登録金融機関) [登録番号]九州財務局長(登金)第6号 [加入協会]日本証券業協会

※熊本銀行では、総合口座貸越等の利用による金融商品のお取引は、貸越利息等をお客さまにご負担いただくことになりますので、お取扱いしておりません。

詳しくは投資信託のお取引店または熊本銀行テレホンサービスセンターまでお気軽にお問い合わせください。

■熊本銀行テレホンサービスセンター

55 0120-189-066

携帯からも OK!

熊本銀行ホームページ 熊本銀行

行 検索

[受付時間]平日9:00~17:30 但し、銀行休業日は除きます。

登録有 登録無 LB/A H L